

報告第12号

専決処分の報告について（第4号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年11月28日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 

提案理由

物損事故による和解について、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものです。


専決第12号

専決処分書

物損事故による和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年11月5日

つくばみらい市長 小田川 浩 

- | | |
|----------|---|
| 1 事故発生日時 | 平成30年10月1日 午前2時30分頃 |
| 2 事故発生場所 | つくばみらい市福田195番地
つくばみらい市役所伊奈庁舎駐車場 |
| 3 和解の相手方 |  |
| 4 事故の概要 | 台風24号の暴風により、庁舎の物置の鉄製引き戸が吹き飛び、出勤していた職員の自家用車に傷をつけた。 |
| 5 損害賠償額 | 251,152円 |
| 6 市の過失割合 | 100% |